

令和8年1月23日

1 議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第2号 衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第3号 衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について
- 議案第4号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について
- 議案第5号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第6号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について
- 議案第7号 衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第3区におけるポスター掲示場の設置場所について
- 議案第8号 最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所について
- 議案第9号 在外選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第10号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和8年1月23日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

専決第1号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和8年2月8日執行予定の衆議院議員総選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年1月19日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

移替えを延期する期間

令和8年1月19日から令和8年2月8日まで

(根拠)

- ・ 専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。
- ・ 議決 公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

○地方自治法施行令

第一百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認める
とき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定
により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長
は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

- 2 前項の規定による処分については、委員長は、次の会議においてこれを委員会に報告し、その承認を求めなければならない。

○公職選挙法施行令

(登録の移替え)

第十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の
区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知ったときは、その者に係る登録
の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知
ったときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規
定する選挙の期日後に延期することができる。

- 一 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日か
らその選挙の期日までの期間
- 二 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日か
らその選挙の期日までの期間

議案第 2 号

衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

郵便等をもって発送を開始する日

令和 8 年 1 月 26 日

(根拠)

公職選挙法施行令第 53 条第 1 項、第 59 条の 4 第 4 項、第 65 条の 13 第 1 項による読替後の第 53 条第 1 項の規定による。

○公職選挙法施行令

(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書の交付)

第五十三条 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに（第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日（郵便等をもって発送

するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日）以後直ちに）次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 一 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 二 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 三 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

（郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付）

第五十九条の四

4 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

第六十五条の十三 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定する者を除く。次項及び第三項において同じ。）で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十三条第一項	選挙人名簿又は	在外選挙人名簿又は
	第四十八条の二第一項各号	第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項各号
	を記入し、	及び在外選挙人名簿に登録されている選挙人の投票に用いるべきものである旨を記入し、

	<p>その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、</p>	<p>当該選挙人の在外選挙人証に</p>
	<p>当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨</p>	<p>投票用紙及び投票用封筒を交付した年月日</p>

議案第 3 号

衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和 8 年 1 月 25 日

(根拠)

公職選挙法施行令第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定による。

○公職選挙法施行令

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

第五十九条の五の四 特定国外派遣組織に属する選挙人（以下この条及び第四百二十二条第二項において「特定国外派遣隊員」という。）は、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとする場合又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事している場合には、選挙の期日前五日までに、当該特定国外派遣組織の長（当該特定国外派遣組織の長が第五十五条第八項の規定に該当する場合又は事故があり、若しくは欠けた場合には、当該特定国外派遣組織の長の職務を代理すべき者）で同条第五項に規定する不在者投票管理者となるべきもの又は同項に規定する不在者投票管理者であるもの（以下この条及び第四百二十二条第二項において「特定国外派遣組織の長」という。）に対し、選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日までの間が当該特定国外派遣組織の国外派遣期間中にかかる場合において当該特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域内で法第四十九条第四項の規定による投票をしようとする旨の申出をすることができる。

2 点字によつて投票をしようとする特定国外派遣隊員は、前項の申出をする際に、当該特定国外派遣組織の長に対し、その旨を申し立てなければならない。

3 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、引続居住証明書類を提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内

に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければならない。

4 船員である特定国外派遣隊員が第一項の申出をする場合には、当該特定国外派遣組織の長に、選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

5 第一項の申出を受けた特定国外派遣組織の長は、当該特定国外派遣隊員が当該特定国外派遣組織に属する選挙人で、当該特定国外派遣組織の業務に従事するため出国しようとするもの又は国外において当該特定国外派遣組織の業務に従事しているものであると認める場合には、自ら又はその代理人によつて、選挙の期日前三日までに、当該特定国外派遣隊員が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、文書で、当該特定国外派遣組織の長であることを証する書面を提示して、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求しなければならない。

6 第二項の規定による点字によつて投票をする旨の申立て、第三項の規定による引続居住証明書類の提示若しくは引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出又は第四項の規定による選挙人名簿登録証明書の提示を受けた特定国外派遣組織の長は、当該申立て、当該引続居住証明書類の提示若しくは当該申出又は当該選挙人名簿登録証明書の提示をした特定国外派遣隊員について前項の規定による請求をする場合には、同項の市町村の選挙管理委員会の委員長に対し、当該申立てがあつた旨を申し立て、当該引続居住証明書類を提示し、若しくは当該申出に係る確認を申請し、又は当該選挙人名簿登録証明書を提示しなければならない。

7 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して（都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して）、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めるときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに（第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに）、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもつて発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第 4 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 福岡市西区内浜一丁目 4 番 1 号
福岡市西区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市西区西都二丁目 1 番 1 号
福岡市西区選挙管理委員会事務局西部出張所
- 3 福岡市西区大字小呂島 61 番地 1
福岡市愛宕浜公民館小呂分館
ただし、同所が期日前投票所となる場合において、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字小呂島の選挙人に限る。
- 4 福岡市西区大字玄界島 21 番地 3
福岡市玄界公民館
ただし、同所が期日前投票所となる場合において、選挙人名簿に記載されている住所が西区大字玄界島の選挙人に限る。

(根拠)

公職選挙法第 49 条及び最高裁判所裁判官国民審査法第 26 条の規定による。

○公職選挙法

(不在者投票)

第四十九条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、

不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(投票及び開票に関するその他の事項)

第二十六条 この法律及びこの法律に基づく命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

議案第 5 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

1 場所 福岡市西区内浜一丁目 4 番 1 号
福岡市西区選挙管理委員会事務局

2 日時 令和 8 年 1 月 27 日 午後 6 時から

(根拠)

公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。

○公職選挙法

(投票記載所の氏名等の掲示)

第一百七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

議案第 6 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区における西区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2 段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第 1 とし、2 番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第 2 とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。

議案第 7 号

衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区におけるポスター掲示場の設置場所について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙福岡県第 3 区におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

(根拠)

公職選挙法第 144 条の 2 の規定による。

○公職選挙法

(ポスター掲示場)

第百四十四条の二 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第百四十三条第一項第五号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	設 置 場 所	
愛宕第一	1	福岡市西区愛宕浜二丁目2番 ウエーブコースト8番館前植樹帯
	2	福岡市西区愛宕浜二丁目2番 ウエーブコースト2番館前植樹帯
	3	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 イーストコート9号棟前植樹帯
	4	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 イーストコート5号棟南側植樹帯
	5	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 クリアコースト3番館西
	6	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 愛宕浜東緑地北側
	7	福岡市西区愛宕浜二丁目1番 愛宕浜東緑地南側
愛宕第二	1	福岡市西区豊浜二丁目13番 豊浜公園東側
	2	福岡市西区豊浜二丁目27番 愛宕浜一丁目バス停横
	3	福岡市西区豊浜二丁目17番 マリナタウン第1バス停向側
	4	福岡市西区愛宕四丁目15番 愛宕小学校正門横
	5	福岡市西区愛宕三丁目2番 ルネッサンス室見向側フェンス
	6	福岡市西区愛宕四丁目15番 愛宕小学校東南側角
	7	福岡市西区愛宕三丁目23番 愛宕北公園東側ガードレール
愛宕第三	1	福岡市西区愛宕一丁目2番 アクシス室見前
	2	福岡市西区愛宕一丁目29番 駐車場フェンス
	3	福岡市西区愛宕一丁目5番 室見川筑肥橋横
	4	福岡市西区愛宕一丁目25番 交通局姪浜変電所南側フェンス
	5	福岡市西区愛宕一丁目7番 個人敷地前植樹帯
	6	福岡市西区愛宕二丁目16番 サワライズ愛宕駐車場ブロック塀
	7	福岡市西区愛宕四丁目24番 ヘルスケアさわら前
能古	1	福岡市西区能古657番地32 能古保育園前
	2	福岡市西区能古726番地9 能古公民館前
	3	福岡市西区能古457番地7 能古渡船場待合所前
	4	福岡市西区能古1611番地2 個人敷地向側
	5	福岡市西区能古194番地 個人敷地向側
	6	福岡市西区能古706番地 個人敷地向側
愛宕浜	1	福岡市西区愛宕浜四丁目37番 愛宕浜4号公園前
	2	福岡市西区愛宕浜一丁目11番 愛宕浜2号公園
	3	福岡市西区大字小呂島17番地 福岡市漁業協同組合小呂島支所前
	4	福岡市西区姪の浜三丁目39番3号 アーベイン姪の浜マリナステージ3前
	5	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号 愛宕浜小学校正門横
	6	福岡市西区愛宕浜一丁目32番1号 姪浜中学校北側植込
	7	福岡市西区愛宕浜三丁目2番 愛宕浜中央公園駐車場南側
	8	福岡市西区愛宕浜四丁目10番 愛宕浜南公園北側フェンス

6	姪浜第一	1	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号	姪北小学校正門横
		2	福岡市西区姪の浜三丁目37番	福岡市漁業協同組合姪浜支所駐車場前
		3	福岡市西区姪の浜三丁目10番15号	天然寺堀前
		4	福岡市西区姪の浜三丁目12番	万正寺向側
		5	福岡市西区姪の浜二丁目20番28号	姪北公民館北側フェンス
		6	福岡市西区姪の浜三丁目32番	姪浜北公園西側フェンス
		7	福岡市西区姪の浜二丁目21番	名柄団地敷地内
7	姪浜第二	1	福岡市西区姪の浜四丁目24番	姪浜駅北側
		2	福岡市西区姪の浜一丁目3番18号	ときわ幼稚園フェンス
		3	福岡市西区姪の浜二丁目7番	姪浜3号公園
		4	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号	姪浜小学校正門横
		5	福岡市西区姪の浜一丁目1番67号	姪浜ドライビングスクール前フェンス
		6	福岡市西区姪の浜一丁目20番29号	NTT西日本姪浜電話交換所フェンス
		7	福岡市西区姪の浜二丁目10番	姪浜小学校北側フェンス
		8	福岡市西区姪の浜一丁目16番	姪浜明治通公園
8	姪浜第三	1	福岡市西区姪浜駅南一丁目1番	姪浜駅南口向側タクシー乗降場横
		2	福岡市西区内浜一丁目4番1号	西区役所前
		3	福岡市西区姪浜駅南二丁目4番	姪浜中央公園北東側
		4	福岡市西区愛宕南一丁目6番	しろうお集会所前緑地
		5	福岡市西区姪浜駅南三丁目7番	姪浜中公園フェンス
		6	福岡市西区姪浜駅南四丁目5番	姪浜公園
		7	福岡市西区愛宕南二丁目7番	姪浜4号公園
		8	福岡市西区姪浜駅南二丁目15番19号	九州電力姪浜変電所フェンス
9	内浜第一	1	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校正門横
		2	福岡市西区姪の浜四丁目19番	上野間公園フェンス
		3	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校北西角フェンス
		4	福岡市西区姪の浜六丁目1番8号	福岡市農業協同組合姪浜支店東側
		5	福岡市西区姪の浜五丁目23番	興徳寺東側フェンス
		6	福岡市西区姪の浜六丁目6番	名柄橋南側
		7	福岡市西区姪の浜六丁目14番	姪浜当方公園前フェンス
		8	福岡市西区姪の浜六丁目3番	姪浜2号公園前
10	内浜第二	1	福岡市西区小戸三丁目7番	小戸南公園東側
		2	福岡市西区小戸三丁目7番	小戸南公園南側
		3	福岡市西区小戸三丁目24番	フードウェイ小戸店西側
		4	福岡市西区小戸四丁目11番32号	内浜公民館入口
		5	福岡市西区小戸三丁目24番	フードウェイ小戸店駐車場横
		6	福岡市西区小戸三丁目42番	小戸三丁目集会所前フェンス
		7	福岡市西区小戸四丁目31番	神功町公園フェンス
		8	福岡市西区小戸五丁目2番	神功町西公園西側

11 内浜第三	1	福岡市西区小戸一丁目35番	小戸東公園フェンス
	2	福岡市西区小戸二丁目5番	西部水処理センター南東角
	3	福岡市西区小戸一丁目8番	名柄橋北側
	4	福岡市西区小戸一丁目15番14号	ファディ駐車場フェンス
	5	福岡市西区小戸二丁目1番2号	いきいき工房東側フェンス
	6	福岡市西区小戸二丁目1番25号	小戸ゴルフセンター南側フェンス
	7	福岡市西区小戸一丁目27番1号	福岡市姪の浜ポンプ場北側
12 内浜第四	1	福岡市西区内浜一丁目3番7号	西福岡年金事務所東側
	2	福岡市西区内浜一丁目12番1号	内浜中学校正門横
	3	福岡市西区内浜一丁目4番7号	西区役所別館南側
	4	福岡市西区内浜一丁目12番1号	内浜中学校西門横
	5	福岡市西区内浜二丁目2番	都町公園東側フェンス
	6	福岡市西区内浜二丁目4番	旧九州電気保安協会月極駐車場前フェンス
	7	福岡市西区内浜二丁目25番	駐車場横ブロック塀
	8	福岡市西区内浜一丁目2番	市営野添住宅南側フェンス
13 福重	1	福岡市西区福重四丁目25番1号	福重小学校正門横
	2	福岡市西区福重五丁目14番	新室見公園フェンス
	3	福岡市西区福重三丁目26番	福重公園北側フェンス
	4	福岡市西区福重二丁目29番	壱岐公園東側フェンス
	5	福岡市西区福重三丁目28番	鹿町公園フェンス
	6	福岡市西区福重団地7番	福重団地7棟前
	7	福岡市西区福重四丁目25番2号	福重公民館南側フェンス
	8	福岡市西区福重五丁目8番	福重五丁目集会所前フェンス
14 石丸第一	1	福岡市西区石丸三丁目9番25号	石丸小学校正門横
	2	福岡市西区石丸三丁目7番	石丸東公園西側
	3	福岡市西区石丸三丁目44番19号	個人敷地東側ガードフェンス
	4	福岡市西区石丸三丁目29番	石丸西公園入口横
	5	福岡市西区石丸四丁目12番	石丸南公園西側
	6	福岡市西区石丸四丁目9番	十郎川団地5棟向側フェンス
	7	福岡市西区石丸四丁目3番1号	旧西部市場北側フェンス
15 石丸第二	1	福岡市西区石丸二丁目24番	石丸中公園東側植込
	2	福岡市西区石丸二丁目5番	石丸1号公園
	3	福岡市西区石丸二丁目16番15号	石丸二丁目集会所前フェンス
	4	福岡市西区石丸一丁目27番	石丸公園入口横
	5	福岡市西区石丸一丁目29番1号	石丸市営住宅南側
	6	福岡市西区石丸二丁目5番10号	石丸公民館前
	7	福岡市西区石丸二丁目25番	石丸一号緑地

16 石丸第三	1	福岡市西区大町団地17番	大町団地集会所向側フェンス
	2	福岡市西区大町団地9番	大町団地9棟横駐車場東側フェンス
	3	福岡市西区大町団地22番	大町団地西部ガスガバナ室前
	4	福岡市西区大町団地23番	大町団地23棟北側角
	5	福岡市西区大町団地14番	大町団地14棟前南側道路ガードレール
17 下山門	1	福岡市西区下山門四丁目15番1号	下山門小学校正門横
	2	福岡市西区下山門団地1番	下山門駅西自転車駐車場前
	3	福岡市西区下山門団地19番	下山門中央公園西側フェンス
	4	福岡市西区下山門団地16番	下山門団地16棟東側フェンス
	5	福岡市西区下山門団地11番	下山門団地11棟北側フェンス
	6	福岡市西区生の松原一丁目1番	生の松原集会所東側
	7	福岡市西区下山門一丁目7番	下山門1号公園北側フェンス
	8	福岡市西区下山門三丁目13番	下山門北公園入口横
18 西陵	1	福岡市西区下山門団地39番	下山門団地39棟前
	2	福岡市西区生の松原二丁目3番	小松原公園北側フェンス
	3	福岡市西区下山門団地41番	下山門団地41棟横フェンス
	4	福岡市西区生の松原四丁目1番	生ノ松原緑地前フェンス
	5	福岡市西区生の松原四丁目24番	生の松原公園南側
	6	福岡市西区生の松原四丁目1番	生ノ松原緑地北東角
	7	福岡市西区下山門団地74番	下山門団地74棟西側植込
19 壱岐第一	1	福岡市西区拾六町三丁目21番	壱岐小学校西門横
	2	福岡市西区拾六町団地4番	拾六町団地南バス停横
	3	福岡市西区拾六町団地4番	拾六町団地21棟横公園フェンス
	4	福岡市西区拾六町二丁目3番	サニー福重店西側フェンス
	5	福岡市西区拾六町三丁目18番	ひなぎく保育園斜め向側ガードフェンス
	6	福岡市西区拾六町三丁目8番	拾六町東公園南側
	7	福岡市西区拾六町四丁目15番	拾六町1号公園南側
	8	福岡市西区野方六丁目33番	棒目橋
20 壱岐第二	1	福岡市西区生松台一丁目1番	生松台入口バス停向側
	2	福岡市西区野方七丁目780番地2	生の松原特別支援学校前ガードフェンス
	3	福岡市西区生松台一丁目20番	生松台北2号公園北側フェンス
	4	福岡市西区野方六丁目23番	野方打ヶ浦公園フェンス
	5	福岡市西区生松台二丁目23番	生松台中公園フェンス
	6	福岡市西区生松台二丁目32番	生松台南公園フェンス
	7	福岡市西区生松台二丁目46番	生松台東公園フェンス
	8	福岡市西区西の丘三丁目13番	西の丘中央公園東側入口掲示板横

21 壱岐南第一	1	福岡市西区戸切三丁目19番	特別養護老人ホームマナハウス向側ガードレール
	2	福岡市西区戸切三丁目2番	戸切児童広場東側フェンス
	3	福岡市西区野方三丁目33番	野方藤ヶ丘北公園東側
	4	福岡市西区野方三丁目5番	萩ヶ丘団地入口町内掲示板向側
	5	福岡市西区野方二丁目36番	観進原公園フェンス
	6	福岡市西区戸切二丁目17番1号	壱岐南小学校西側外壁
	7	福岡市西区戸切三丁目17番	戸切公園南側フェンス
22 壱岐南第二	1	福岡市西区壱岐団地128番地1	壱岐団地南集会所入口横
	2	福岡市西区橋本一丁目3番	県道561号北側フェンス
	3	福岡市西区橋本一丁目34番	室見川河畔公園東側
	4	福岡市西区壱岐団地106番地5	個人宅向側川沿いフェンス
	5	福岡市西区橋本二丁目19番	橋本1号公園南側フェンス
	6	福岡市西区橋本二丁目37番	地下鉄橋本駅2番出入口東側植込
	7	福岡市西区壱岐団地1345番地74	壱岐団地南公園南側
23 壱岐南第三	1	福岡市西区野方五丁目15番3号	野方団地集会所西側塀
	2	福岡市西区野方五丁目11番	野方西公園フェンス
	3	福岡市西区野方五丁目11番	野方中央公園北側入口横
	4	福岡市西区野方五丁目45番	野方南公園フェンス
	5	福岡市西区野方五丁目19番	野方東公園西側フェンス
	6	福岡市西区野方五丁目56番	大音公園西側フェンス
	7	福岡市西区野方五丁目61番	野方台公園北側
24 金武第一	1	福岡市西区大字金武2136番地1	金武公民館向側
	2	福岡市西区大字金武2056番地4	個人敷地向側
	3	福岡市西区大字吉武220番地	田んぼ脇ガードレール
	4	福岡市西区大字羽根戸420番地	一乗寺向側
	5	福岡市西区大字飯盛534番地	飯盛保育園向側
	6	福岡市西区大字金武744番地1	金武バス停東側
	7	福岡市西区大字金武865番地1	南金武バス停南側
	8	福岡市西区大字金武1750番地1	かなたけの里公園入口バス停横
	9	福岡市西区大字金武204番地1	金武南公園西側フェンス
25 金武第二	1	福岡市西区室見が丘一丁目7番	金武南公園南側フェンス
	2	福岡市西区室見が丘二丁目22番	金武ふれあい広場南西角
	3	福岡市西区室見が丘二丁目6番	室見が丘中央公園西側
	4	福岡市西区室見が丘一丁目27番	室見が丘西公園西側
	5	福岡市西区室見が丘三丁目23番	室見が丘南公園南側
	6	福岡市西区室見が丘三丁目12番	室見が丘緑地
	7	福岡市西区室見が丘二丁目7番	室見が丘東公園東側

26	城 の 原	1	福岡市西区上山門一丁目27番1号	城原小学校西側フェンス
		2	福岡市西区域の原団地27番	城の原団地バス停横
		3	福岡市西区域の原団地28番	城の原団地28棟前集会所前
		4	福岡市西区上山門一丁目27番1号	城原小学校東門横
		5	福岡市西区上山門二丁目39番24号	山ノ上公園西側フェンス
		6	福岡市西区上山門二丁目19番	城の原公園東側フェンス
		7	福岡市西区域の原団地21番	城の原団地21棟前
		8	福岡市西区上山門三丁目14番	高崎公園西側フェンス
27	壱 岐 東	1	福岡市西区橋本一丁目14番2号	壱岐東公民館西側フェンス
		2	福岡市西区壱岐団地17番	壱岐団地17棟向側川沿いフェンス
		3	福岡市西区壱岐団地74番	壱岐団地中公園入口横
		4	福岡市西区壱岐団地37番	壱岐団地37棟西側フェンス
		5	福岡市西区壱岐団地71番	壱岐団地中央公園東側フェンス
		6	福岡市西区壱岐団地173番地15	壱岐団地北公園東側
		7	福岡市西区壱岐団地51番	壱岐団地51棟横フェンス
28	玄 界 島	1	福岡市西区大字玄界島21番地3	玄界公民館前
		2	福岡市西区大字玄界島無番地	玄界島船着場前
		3	福岡市西区大字玄界島1219番地60	市立玄界診療所西側
		4	福岡市西区大字玄界島180番地	児童公園
		5	福岡市西区大字玄界島字浜ノ上1番地1外	玄界復興記念公園フェンス
29	今 宿 第 一	1	福岡市西区今宿東三丁目12番3号	三菱電機体育館フェンス
		2	福岡市西区今宿青木1053番地	神和自動車向西側フェンス
		3	福岡市西区今宿東二丁目17番	今宿公園フェンス
		4	福岡市西区今宿駅前一丁目17番	今宿松原公園フェンス
		5	福岡市西区今宿駅前一丁目2番	ドコモショップ今宿店北側歩道ガードパイプ
		6	福岡市西区今宿駅前一丁目19番	今宿郵便局前バス停横ガードパイプ
		7	福岡市西区今宿駅前一丁目21番	長垂海浜公園前バス停横ガードパイプ
30	今 宿 第 二	1	福岡市西区今宿青木138番地1	今宿公民館東側水路ガードパイプ
		2	福岡市西区今宿東一丁目1番1号	三菱電機(株)南側フェンス
		3	福岡市西区今宿上ノ原694番地	相原入口交差点北側ガードレール(水路沿い)
		4	福岡市西区今宿上ノ原488番地1	本村バス停向側ガードレール
		5	福岡市西区今宿青木514番地1	今宿青木市住南側フェンス
		6	福岡市西区今宿東一丁目27番1号	今宿小学校正門側フェンス
		7	福岡市西区今宿青木230番地2	今宿青木公園フェンス
		8	福岡市西区今宿町238番地	今宿町238番地ガードレール
		9	福岡市西区今宿町426番地2	今宿谷公園フェンス

31 今津	1	福岡市西区今津4808番地	今津小学校正門横
	2	福岡市西区今津1886番地8	今津南公園北東側フェンス
	3	福岡市西区今津4928番地	今津日赤入口バス停横ガードレール
	4	福岡市西区今津54番地1	福岡市漁業協同組合姪浜支所浜崎今津支所事務所向側
	5	福岡市西区今津1586番地先	今津公園西側歩道ガードパイプ
	6	福岡市西区今津4798番地53	今津ポンプ場敷地(今津自動車西側)
	7	福岡市西区今津3581番地	今津大原公園柵
	8	福岡市西区今津3652番地先	大原橋バス停横ガードレール
32 周船寺第一	1	福岡市西区周船寺一丁目22番39号	周船寺小学校運動場入口
	2	福岡市西区周船寺一丁目7番	周船寺駅バス停横ガードレール
	3	福岡市西区大字千里342番地8先	筑前高校入口バス停横ガードパイプ
	4	福岡市西区周船寺一丁目19番	ほっともっと周船寺店東側フェンス
	5	福岡市西区周船寺一丁目2番	周船寺中公園フェンス
	6	福岡市西区大字宇田川原260番地5	宇田川原公園フェンス
	7	福岡市西区飯氏961番地4	平田公園西側フェンス
33 周船寺第二	1	福岡市西区大字飯氏876番地1	周船寺公民館向側ガードレール
	2	福岡市西区周船寺二丁目439番地1	伊観神社横側道
	3	福岡市西区周船寺二丁目1番	周船寺駅ロータリー北側フェンス
	4	福岡市西区大字飯氏558番地1	大字飯氏558番地ガードレール
	5	福岡市西区周船寺二丁目18番43号	サンライズ周船寺Ⅱ向側ガードレール
	6	福岡市西区周船寺三丁目22番	周船寺3号公園フェンス
	7	福岡市西区周船寺二丁目15番50号	住宅敷地前歩道ガードパイプ
	8	福岡市西区周船寺二丁目2番	カハクボ公園
34 西都	1	福岡市西区大字女原288番地1	一宮神社南側ガードレール
	2	福岡市西区北原一丁目11番4号	北原中公園北側植込
	3	福岡市西区大字女原56番地6	女原公園フェンス
	4	福岡市西区西都一丁目9番11号地先	女原田尻線 橋りょう東側欄干
	5	福岡市西区北原一丁目7番30号地先	伊都区画整理駅前線橋りょう西側欄干
	6	福岡市西区大字徳永593番地2先	住宅敷地西側水路前歩道ガードパイプ
	7	福岡市西区西都二丁目1番1号	西区役所西部出張所玄関前
	8	福岡市西区北原一丁目1番	九大学研都市駅西側高架下駐輪場フェンス
35 元岡第一	1	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号	元岡小学校正門横
	2	福岡市西区学園通一丁目641番地1	今出集会所東側ガードパイプ
	3	福岡市西区元浜一丁目8番15号付近	セブンイレブン福岡元浜一丁目店 駐車場対面ガードレール
	4	福岡市西区田尻二丁目29番13号	田尻二丁目29番ガードレール
	5	福岡市西区田尻三丁目356番地1	田尻中公園フェンス
	6	福岡市西区太郎丸二丁目7番地11	太郎丸公民館北側ガードレール
	7	福岡市西区大字桑原1115番地1	榊松尾管工駐車場東側ガードレール
	8	福岡市西区大字元岡872番地	大坂の池脇歩道ガードレール
	9	福岡市西区田尻東一丁目23番	石崎公園前

36	元岡第二	1	福岡市西区泉一丁目4番地	大生水池前ガードレール
		2	福岡市西区泉一丁目9番24号	泉西集会所裏ため池フェンス
		3	福岡市西区泉一丁目19番	泉バス停先ガードパイプ(泉交差点566側西)
		4	福岡市西区泉二丁目9番	セジュール泉Ⅱ向側ガードパイプ
		5	福岡市西区泉二丁目79番地	泉東公園内
		6	福岡市西区泉三丁目984番地	深町池フェンス
		7	福岡市西区泉三丁目1048番地1	泉公園内
37	宮浦	1	福岡市西区大字宮浦1978番地1	北崎公民館前フェンス
		2	福岡市西区大字宮浦1937番地1	畑中バス停(下り)側ガードパイプ
		3	福岡市西区大字宮浦273番地	唐泊漁協ストアー横グラウンド
		4	福岡市西区大字宮浦1182番地	宮浦公民館西隣
		5	福岡市西区大字宮浦1113番地付近	唐泊漁港入口横ガードレール
		6	福岡市西区大字宮浦1947番地4	畑中児童広場東側ガードレール
38	西浦	1	福岡市西区大字西浦665番地	大字西浦665番地ガードレール
		2	福岡市西区大字西浦1062番地先	井上橋東側ガードレール
		3	福岡市西区大字西浦1078番地先	西ノ浦公園西側フェンス
		4	福岡市西区大字西浦736番地1先	梢バス停向側ガードパイプ
		5	福岡市西区大字西浦1277番地3	大字西浦1277番地ガードパイプ
		6	福岡市西区大字西浦1021番地先	西岡公民館北側ガードレール
39	小田	1	福岡市西区大字小田1194番地5	小田公民館横(小田児童広場フェンス)
		2	福岡市西区大字小田22番地1	サイクリングロード小田休憩所
		3	福岡市西区大字小田497番地1	福寿寺東側道路フェンス
		4	福岡市西区大字小田3046番地2	大字小田3046番地ガードレール
		5	福岡市西区大字小田2857番地	大静寺東側ガードレール
		6	福岡市西区大字小田1905番地	大字小田1905番地ガードレール
		7	福岡市西区大字草場344番地	大字草場344番地ガードレール
40	玄洋	1	福岡市西区横浜二丁目34番	玄洋中学校前バス停横ガードパイプ
		2	福岡市西区今宿二丁目7番	今宿1号公園フェンス
		3	福岡市西区横浜二丁目17番	横浜北公園フェンス
		4	福岡市西区横浜三丁目25番	林田公園フェンス
		5	福岡市西区今宿三丁目38番1号	玄洋小学校西門横フェンス
		6	福岡市西区今宿東一丁目2番地先	今宿駅高架下自転車駐輪場フェンス
		7	福岡市西区横浜三丁目4番	上新田公園フェンス
		8	福岡市西区横浜一丁目28番	横浜南公園フェンス

議案第 8 号

最高裁判所裁判官国民審査につき審査に付される裁判官の氏名等の掲示
を行う場所について

令和 8 年 2 月 8 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査につき、審査に付さ
れる裁判官の氏名等の掲示を行う場所を次のように定め、告示する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

(根拠)

最高裁判所裁判官国民審査法第 52 条及び同法施行令第 19 条の規定による。

○最高裁判所裁判官国民審査法

(裁判官の氏名の掲示)

第五十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付さ
れる裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

○最高裁判所裁判官国民審査法施行令

[掲示の場所及び数]

第十九条 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日（法第十六条の二第
一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の当日までの間、
一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁
判官の氏名等の掲示をしなければならない。

最高裁判所裁判官氏名等揭示場所一覧表

設	置	場	所
1	愛 宕 第 一	福岡市西区愛宕浜二丁目2番	ウエーブコースト8番館前植樹帯
2	愛 宕 第 二	福岡市西区愛宕四丁目15番	愛宕小学校正門横
3	愛 宕 第 三	福岡市西区愛宕二丁目16番	サワライズ愛宕駐車場ブロック塀
4	能 古	福岡市西区能古457番地7	能古渡船場待合所前
5	愛 宕 浜	福岡市西区愛宕浜四丁目42番1号	愛宕浜小学校正門横
6	姪 浜 第 一	福岡市西区姪の浜二丁目20番23号	姪北小学校正門横
7	姪 浜 第 二	福岡市西区姪の浜二丁目10番6号	姪浜小学校正門横
8	姪 浜 第 三	福岡市西区内浜一丁目4番1号	西区役所前
9	内 浜 第 一	福岡市西区姪の浜五丁目8番8号	内浜小学校正門横
10	内 浜 第 二	福岡市西区小戸四丁目11番32号	内浜公民館入口
11	内 浜 第 三	福岡市西区小戸一丁目35番	小戸東公園フェンス
12	内 浜 第 四	福岡市西区内浜一丁目3番7号	西福岡年金事務所東側
13	福 重	福岡市西区福重四丁目25番1号	福重小学校正門横
14	石 丸 第 一	福岡市西区石丸三丁目9番25号	石丸小学校正門横
15	石 丸 第 二	福岡市西区石丸二丁目24番	石丸中公園東側植込
16	石 丸 第 三	福岡市西区大町団地17番	大町団地集会所向側フェンス
17	下 山 門	福岡市西区下山門団地16番	下山門団地16棟東側フェンス
18	西 陵	福岡市西区生の松原四丁目1番	生ノ松原緑地北東角
19	壱 岐 第 一	福岡市西区拾六町三丁目21番	壱岐小学校西門横
20	壱 岐 第 二	福岡市西区生松台一丁目1番	生松台入口バス停向側
21	壱岐南第一	福岡市西区戸切三丁目19番	特別養護老人ホームマナハウス向側ガードレール
22	壱岐南第二	福岡市西区壱岐団地128番地1	壱岐団地南集会所入口横
23	壱岐南第三	福岡市西区野方五丁目19番	野方東公園西側フェンス
24	金 武 第 一	福岡市西区大字金武2136番地1	金武公民館向側
25	金 武 第 二	福岡市西区室見が丘三丁目12番	室見が丘緑地
26	城 の 原	福岡市西区上山門一丁目27番1号	城原小学校西側フェンス
27	壱 岐 東	福岡市西区橋本一丁目14番2号	壱岐東公民館西側フェンス
28	玄 界 島	福岡市西区大字玄界島21番地3	玄界公民館前
29	今 宿 第 一	福岡市西区今宿東三丁目12番3号	三菱電機体育館フェンス
30	今 宿 第 二	福岡市西区今宿青木138番地1	今宿公民館東側水路ガードパイプ
31	今 津	福岡市西区今津4808番地	今津小学校正門横
32	周船寺第一	福岡市西区周船寺一丁目22番39号	周船寺小学校運動場入口
33	周船寺第二	福岡市西区大字飯氏876番地1	周船寺公民館向側ガードレール
34	西 都	福岡市西区西都二丁目1番1号	西区役所西部出張所玄関前
35	元 岡 第 一	福岡市西区太郎丸一丁目2番24号	元岡小学校正門横
36	元 岡 第 二	福岡市西区泉三丁目1048番地1	泉公園内
37	宮 浦	福岡市西区大字宮浦1978番地1	北崎公民館前フェンス
38	西 浦	福岡市西区大字西浦1021番地先	西岡公民館北側ガードレール
39	小 田	福岡市西区大字小田1194番地5	小田公民館横（小田児童広場フェンス）
40	玄 洋	福岡市西区今宿二丁目7番	今宿1号公園フェンス

議案第 9 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- | | | |
|---|------------------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 1 人 |
| | 内訳 住民票が新たに作成された者 | 1 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 8 年 1 月 23 日 |

(根拠)

公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。(赤④)

議案第 10 号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を，次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和 8 年 1 月 23 日

福岡市西区選挙管理委員会

委員長 川 口 晴 義

- 1 登録する者の数 1 人
- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり
- 3 登録年月日 令和 8 年 1 月 23 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。(赤③)

【参考】在外選挙人名簿登録者数(令和8年1月23日現在)

男	女	計
30	65	95